

# 安心して中古住宅を売買するために 住宅の健康診断を!!

インスペクション



インスペクション費用の**半額**を補助します。  
(既存住宅状況調査)

最大5万円

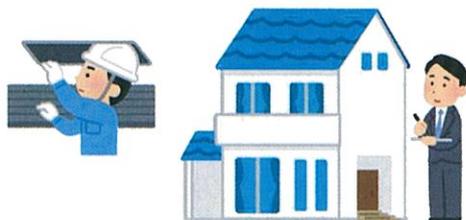
→ 補助要件・申請方法等は裏面へ

## インスペクションとは?

住宅の基礎・外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を目視・計測等により調査・記録することで、住宅の劣化状況等を把握する調査です。

※以下のものとは違うので、ご注意ください。

- ・耐震診断、耐震基準適合証明書
- ・瑕疵の有無の判定、瑕疵がないという保証
- ・建築基準法令等への適合性判断 等



## インスペクションのメリット

売主

▶ 引渡し後のトラブル回避。

取引後のクレーム等のトラブル回避に繋がります。

▶ 競合物件との差別化が図れる。

購入希望者に安心感を与え、他の売却物件と差別化できる。



買主

▶ より安心して購入の判断ができる。

専門家調査により建物の状況が把握できて購入の判断の材料になる。

▶ メンテナンスの見通しが立てやすい。

購入後のリフォームやメンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能になる。



## 1. 補助金の対象者

- ▶ 中古住宅の売主または買主（個人が対象、個人事業者を除く）  
※居住を目的とする住宅や店舗等併用住宅（店舗等の面積が延べ床面積の2分の1未満の住宅）を売買する方が対象です。

令和4年度の変更点

共同住宅等を  
対象に追加  
(対象拡大)



## 2. 補助金の対象住宅

- ▶ 以下の①または②のいずれかの条件を満たす住宅  
ただし、災害レッドゾーンに位置する住宅は、補助対象外  
(災害危険区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・浸水被害防止区域)

～確認方法～  
県HPを確認ください  
(下部QRコード読取)

①市町が指定する  
空き家バンク登録住宅

(滋賀県内全域)

または

②以下の区域(地域)に立地する中古住宅

立地適正化計画策定済の市町

立地適正化計画未策定の市町等

居住誘導区域

補助金交付要綱別表1で定める  
主要な鉄道駅や市町の中心部から  
2km以内の地域

## 3. 補助金の対象経費および補助額

※表の下線部：令和4年度の変更点

- ▶ 上記の「2. 補助金の対象住宅」に対して、既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査方法基準に基づいて実施されたインスペクション（配管・設備、雨樋などの追加調査と調査結果報告書の作成を含む。）の費用の1/2（上限5万円）を補助します。

## 4. 申請手続きの流れ

- ① 事業計画書を提出（補助金申込） 【令和5年2月28日まで】  
➔ 申請書類等を審査の上、内示を行います。
- ② 内示後、インスペクションを実施
- ③ 補助金交付申請書兼実績報告書と関係書類を提出 【令和5年3月31日まで】  
➔ 申請書類等を審査の上、交付決定および額の確定を行います。  
➔ 申請者名義の銀行口座に補助金の振込を行います。※請求書の提出は不要

## 5. 申請手続きの必要書類・注意事項

### ▶ 提出書類（申請書類等）

- ① 事業計画書・誓約書（様式第1号、別紙4-1、別紙4-2）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、保険証等）の写し
- ③ インスペクションに要する費用の見積書の写し
- ④ 媒介契約を証する書類または不動産売買契約書（+引渡し日を証する書類）
- ⑤ 住宅の位置図（印等で明示）
- ⑥ 上記の「2. 補助金の対象住宅」であることを証する書類

※①内示以前に実施済みのインスペクションは、補助対象外です。  
※物件の引渡し後3か月以降に実施されたインスペクションは補助対象外です。  
※補助金申込時点で予定件数に達している場合は、内示できませんので、ご了承ください。

【滋賀県ホームページ】（PC・スマホで閲覧の方はを↓をクリック）  
[滋賀県](#) > [県民の方](#) > [県土整備](#) > [住宅・建築](#) > [助成・支援・補助](#)  
> [既存住宅状況調査（インスペクション）に対する補助金](#)

県HPの確認方法  
(QRコードを読取)



【補助金の申請先・問合せ先】 滋賀県土木交通部住宅課企画係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL: 077-528-4235 E-MAIL: [house-kikaku@pref.shiga.lg.jp](mailto:house-kikaku@pref.shiga.lg.jp)